

保証・連帯保証

主債務者の信用力補強



保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、主たる債務者に代わりその履行をする責任を負います（民法 446 条①）。人的担保は、保証人の一般財産による信用力が大きく変動することがある点で物的担保に劣りますが、物的担保よりも設定が容易という利点があります。

保証契約は、書面でしなければその効力が生じないとされます（同 446 条②）。

主たる債務と保証債務とは別個の債務ですが、主たる債務が成立しない場合は保証債務も成立せず、主たる債務が弁済等により消滅すれば保証債務も消滅します（附従性）。また、主たる債務が譲渡されると保証債務もそれに伴って移転します（随伴性）。主たる債務より保証人の債務が重くなることはなく、主たる債務について利息の約定がないのに保証人が利息を請求されたり、保証人が債権者から主たる債務の履行期限より前に履行を請求されたりすることはありません。（同 448 条）。

保証の対象は、主たる債務のみならず利息、違約金、損害賠償その他すべて主たる債務に従たるものに及びます（同 447 条①）。

保証人には、保証人より先に主たる債務者に請求することを求める催告の抗弁（同 452 条）、主たる債務者に弁済可能な資力がある場合にそこから債権回収を図ることを求める検索の抗弁（同 453 条）が認められます（補充性）。さらに、保証債務の附従性から、保証人は主たる債務者が債権者に対し主張できる抗弁を援用することができ、たとえば、主たる債務の消滅時効を援用したり、主たる債務者が債権者に対し有する債権をもって相殺を援用したりすることができます。

保証人は、主たる債務者に代わり弁済したときは主たる債務者に求償することができます（同 459 条）。

保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担する場合を連帯保証といい、連帯保証人には催告の抗弁と検索の抗弁が認められません（同 454 条）。

債権者は主たる債務者と関係なく連帯保証人に請求できます。連帯保証人が複数いる場合、連帯保証人間で負担割合を決めたとしても、債権者は連帯保証人の誰にでも全額の弁済を求めることができます。連帯保証は債権者との関係において主たる債務者と同等の責任を連帯保証人に負わせることになるのです。

現在の取引関係、とくに金融取引では、一般的に連帯保証を利用しています。